

# F A X 送付案内

平成27年1月15日

A 4 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599  
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

## 岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

平素よりお世話になっております。

標記の件について、農林水産省より情報提供がありましたのでお知らせします。

### 【概要】

岡山県笠岡市東大戸の採卵鶏農場（約20万羽飼養）において、死亡羽数の増加が確認されたため、県が簡易検査を実施したところ、「陽性」の判定。

現在、遺伝子検査を実施中。

このように、本病の発生については、世界各地から報告されており、国内各地の野鳥や宮崎県及び山口県の養鶏場においても確認されています。依然として、国内での発生リスクは高い状況にあることから、引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、養鶏関係団体等あてには、別途、防疫対策の強化に関する通知文を近日中に発出する予定であること申し添えます。

### 本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底（車、人）をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急を実施していただくよう、また、異常を認めたと際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

### 記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）

- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴，衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽，車両消毒，手指の消毒，鶏舎周囲への石灰の散布）

## 岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例 の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」 の開催について

本日、岡山県の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：岡山県 笠岡市

飼養状況：採卵鶏（約 20 万羽）

### 2. 経緯

- (1) 本日、岡山県は、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に立入検査を実施。
- (2) 当該農場における採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 現在、当該採卵鶏について遺伝子検査を実施中。

### 3. 今後の対応

遺伝子検査結果を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確定した場合、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

1. I 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、 II 農場から半径 3km 以内の区域について移動制限区域の設定、 III 半径 3km から 10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
6. 岡山県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 疫学調査チームの派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4. その他

- (1)当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (2)なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

##### お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課  
担当者：三宅、下平  
代表：03-3502-8111（内線 4581）  
ダイヤルイン：03-3502-5994  
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL  
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

平成27年1月15日

# お知らせ

課名	畜産課
担当	山田、平田
内線	3216
直通	086-226-7431

## 県内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生したので、その概要をお知らせします。

### 1 事例の概要

農場所在地 : 笠岡市東大戸  
飼養状況 : 採卵鶏 約200,000羽

### 2 経緯

- (1) 平成27年1月15日朝、当該農場主から井笠家畜保健衛生所に「死亡する鶏が多い。(1月14日13羽、15日15羽)」との連絡がありました。
- (2) 同日、井笠家畜保健衛生所が当該農場への立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、7羽中2羽が陽性となりました。
- (3) その後、岡山家畜保健衛生所において簡易検査を実施したところ、9羽中5羽の陽性を確認しました。
- (4) 現在、岡山家畜保健衛生所において、遺伝子検査等を行っています。
- (5) 遺伝子検査判明は、本日23時頃の予定です。

### 3 今後の対応

- (1) 緊急措置として病性鑑定が終了するまでの間、以下の対応を実施します。
  - ・当該農場の飼養家きん、生産物等の移動制限
  - ・農場への部外者の立入制限と出入り時の徹底消毒
  - ・農場(鶏舎内外)の緊急消毒
  - ・制限区域内の農場、関連施設の情報収集

#### 【報道機関へのお願い】

- 発生現場での取材については、本病のまん延防止の観点から、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

家きん卵及び家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていません